

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 3 月 2 日
【会社名】	株式会社寺岡製作所
【英訳名】	TERAOKA SEISAKUSHO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺岡敬之郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区広町一丁目4番22号
【電話番号】	03 (3491) 1141 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 城田 正
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区広町一丁目4番22号
【電話番号】	03 (3491) 1141 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 城田 正
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,305,494,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社寺岡製作所大阪支店 (大阪市東淀川区菅原四丁目 9 番 6 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,606,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、標準となる株式であります。 単元株式数 100株

(注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式（以下、「本普通株式」といいます。）に係る募集（以下、「本第三者割当」といいます。）は、平成24年3月2日（金）開催の取締役会において決議されておりますが、本有価証券届出書の効力が発生すること、及び、平成24年3月29日（木）開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において本第三者割当にかかる議案が普通決議により承認されることを条件としております。

- 2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,606,000株	2,305,494,000	1,152,747,000
一般募集			
計(総発行株式)	6,606,000株	2,305,494,000	1,152,747,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は1,152,747,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
349	174.5	100株	平成24年4月4日（水）		平成24年4月4日（水）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社寺岡製作所 調査室	東京都品川区広町一丁目4番22号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大森支店	東京都大田区山王二丁目3番10号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,305,494,000	30,500,000	2,274,994,000

(注) 1 発行諸費用の概算には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャル・アドバイザー費用15,000千円、弁護士費用5,000千円、及び登記費用等10,500千円であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額2,274,994千円につきましては、インドネシア共和国の生産子会社に対する投資資金に充当する予定であります。同生産子会社は当該投資資金により、粘着テープ製品の製造に必要な機械諸設備の導入を図るものであります。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、下表の通りであります。なお、調達資金を実際に支出するまでは、これを当社の銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
インドネシアにおける生産子会社に対する投資資金（生産子会社の資金使途：塗工機、ラミネーター、切断機、仕上げ関連装置、検査装置等の導入費用）	2,200	平成24年4月～ 平成24年6月
上記生産設備に付帯する構築物、その他設備の導入に関する投資資金	75	平成24年4月～ 平成24年6月
合 計	2,275	

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	伊藤忠商事株式会社	
	本店の所在地	大阪市北区梅田三丁目1番3号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第87期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）平成23年6月24日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 第88期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）平成23年8月11日 関東財務局長に提出	
四半期報告書 第88期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）平成23年11月11日 関東財務局長に提出			
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社の普通株式を66,000株（本第三者割当実施前の保有割合：0.33%）保有しております。
	人事関係	当社は、割当予定先より出向者を1名受け入れており、当該出向者は、当社インドネシア生産子会社の取締役 に就任しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社は、粘着テープの製造に必要とされる原材料を、割当予定先より原材料を購入しております。	

c 割当予定先の選定理由

当社グループ（当社及び当社の連結対象子会社をいいます。以下同じです。）は、創業91周年を迎える歴史のある粘着テープメーカーであり、独創的かつ高度な技術を駆使し、梱包・包装用テープ、電機・電子用テープ、及び産業用テープなど多岐にわたる粘着テープをお客様に提供してまいりました。今日粘着テープは、ごく身近でさまざまな生活シーンに登場する、暮らしに欠くことのできない存在となっております。

近時の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、昨年発生した東日本大震災に伴うサプライチェーンの寸断による生産活動の低迷、厳しい所得環境による個人消費の縮小、長引く円高やタイにおける大規模洪水、中国の金融引き締め、或いは欧州債務危機による世界経済の減速懸念など枚挙にいとまがなく、景気の先行きは不透明感がかつてないほど強まっております。

このような経営環境のもと当社グループは、電子用テープを始めとした付加価値の高い新製品の上市に注力すると共に、徹底的なコスト削減を実現するため、工程の改善や原料調達ルートを海外に広げる他、ユーザー様の海外生産シフトを踏まえ、円高リスクを回避し、かつ価格競争力の抜本的な回復を図ることを目的とし、インドネシア共和国に本格的な一貫生産体制を擁する工場を建設するなどの布石を打ってまいりました。しかしながら、近年売上高は減速傾向にあり、また利益水準も必ずしも充分とはいえない状態が続いており、早期にこうした状態からの脱却を果たし、売上及び利益水準の大幅な改善を図るとともに、潤沢なキャッシュフローを生み出す経営体質への転換を行うことが、経営上の最重要課題であると認識しております。

一方で、伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」といいます。）は、企業理念に「Committed to the Global Good」を掲げ、繊維、資源、情報通信、或いは広範な権益を有する中国事業の強みなどを発揮しながら、総合商社のリーディングカンパニーとしてその地歩を不動なものとしております。伊藤忠商事は、繊維カンパニーが窓口となり、当社グループに対し永きに亘り粘着テープの原材料等を供給してまいりましたが、当社グループの主力製品が近時、電機・電子用テープにシフトしている状況に鑑み、今後本格化する当社グループの海外生産を、内外における原材料の調達、グローバルなネットワークを活用した共同マーケティング、或いはロジスティック面でサポートすることにより、高品質かつ高付加価値の電機・電子用粘着テープという新分野におけるビジネスチャンスが拡大すると判断し、当社インドネシア生産子会社への経営参画の打診を当社より受けたことが契機となり、当社に対し、平成22年12月より、資本参加を含む広範な業務提携を行いたい旨の提案を行ってまいりました。

当社グループは、こうした伊藤忠商事からの正式な提案を受け、今後大きな需要が見込まれるとともに、研究開発やマーケティング分野において大きなシナジー効果が期待できる光学関係、電池関係、その他成長市場関係に事業領域を絞り込んで、成長戦略会議を伊藤忠商事との間で定期的開催し、以下の内容の業務提携を含む資本・業務提携（以下、「本提携」

といえます。)の妥当性、収益性、或いは戦略性をつぶさに検証してまいりました。

また、当社グループにとりまして、伊藤忠商事がその企業理念に謳う、「先見性」、「多様性」や「挑戦」などが、本有価証券届出書提出日付で発表いたしました当社グループの「中期経営計画」における経営ビジョンと一致していること、伊藤忠商事の内外における有力なネットワークを活用することにより、エンドユーザーのニーズ・シーズを逸早く汲み取ることが可能となるため、経営の一層のスピードアップを図ることができることなど、有形無形のメリットを得ることができるほか、両社が経営戦略的パートナーシップを構築することは、両社グループの企業価値向上に資するものであり、ひいては株主の利益に資するものであると判断するにいたしました。

このため当社は、本有価証券届出書の効力が発生すること、及び平成24年3月29日開催予定の本臨時株主総会において本第三者割当にかかる議案が普通決議により承認されることを条件とし、伊藤忠商事を割当先として第三者割当を行うことを決定いたしました。なお、本第三者割当の発行新株式数である、当社普通株式6,606,000株につきましては、戦略的パートナーシップを早期に構築し、シナジー効果を極大化するためには、当社が伊藤忠商事の持分法適用会社となることが経営上適切であること、また当社グループの更なる成長、及び企業価値向上のための設備投資を賄うための資金ニーズ等を総合的に判断し、両社で協議のうえ決定したものであります。

(業務提携の内容)

本提携のうち業務提携の内容は以下のとおりです。

当社が、伊藤忠商事のネットワークを駆使し、内外の有力最終ユーザーに対するマーケティングを強化するとともに、有益な営業・技術情報をタイムリーに入手することにより次世代の経営に貢献する製品群を開発する。

当社が、伊藤忠商事の協力を得て、提案型営業により、グローバルベースでの販売強化、シェア拡大を行う一方で、伊藤忠商事を通じて現地調達等グローバルベースでの原材料調達を行うことにより、コスト競争力を強化する。

伊藤忠商事の支援を得て、コーポレート・ガバナンスの強化、経営効率を強化するITシステムの構築などを実施するほか、人材の育成などのマネジメント体制を強化する。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定株数
伊藤忠商事株式会社	当社普通株式 6,606,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である伊藤忠商事との間で、本提携にかかる資本・業務提携契約を締結しており、伊藤忠商事とは、同契約に至るまでの交渉において、本提携による相乗効果を実現するためには、長期的な提携関係を維持することが不可欠であるという経営上の考え方を共有していることから、割当予定先は本第三者割当により発行される当社株式を長期的に保有する方針であるものと認識しております。また、当社は、割当予定先より、払込期日後2年以内に、当該割り当てられた新株式の全部又は一部を譲渡した場合、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第87期有価証券報告書（平成23年6月24日提出）、及び第88期第3四半期報告書（平成24年2月13日提出）により、割当予定先が、本第三者割当にかかる払込に必要かつ十分な現預金を保有していることを認識しており、懸念なきものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である伊藤忠商事は、東京証券取引所市場第一部に上場していること、また、同社が同取引所に提出している平成23年8月1日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載されている「内部統制システム等に関する事項」において公表されている、割当予定先の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等の内容等から、当社は、割当予定先および当該割当予定先の役員又は主要株主は、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、東京証券取引所市場第二部（以下、「東証第二部」といいます。）における当社普通株式の、平成24年3月2日開催の本第三者割当にかかる当社取締役会決議日の前営業日である同月1日の終値である349円を基準といたしました。

取締役会決議日の前営業日の終値を基礎とした理由は、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したためです。

当該発行価格は、東証第二部における当社普通株式の、上記取締役会決議日の前営業日である平成24年3月1日までの1ヶ月間の終値の単純平均値346.81円（小数点第3位以下を四捨五入）に対し0.63%のプレミアム、同3ヶ月間の終値の単純平均値347.36円（小数点第3位以下を四捨五入）に対し0.47%のプレミアム、同6ヶ月間の終値の単純平均値344.69円（小数点第3位以下を四捨五入）に対し1.25%のプレミアムとなっていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しているものであります。したがって、本第三者割当にかかる払込金額は、会社法第199条第3項に規定される「特に有利な金額」には該当せず、合理的なものと判断しております。

なお、払込金額が割当予定先に特に有利でないことにかかる適法性に関する監査役の見解について、上記取締役会に出席した監査役4名全員からは、当該払込金額に関し、当該株式の価値を表す客観的な値である東証第二部における当社普通株式の平成24年3月2日開催の当社取締役会の前営業日の終値を基準としており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、当社を取り巻く経営環境等の諸要因を考慮した場合、伊藤忠商事に特に有利な発行には該当しない旨の意見表明を受けております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により新株式が6,606,000株（議決権数66,060個）発行されることとなるため、これは現時点における当社発行済株式総数20,081,955株に対して32.90%（平成24年2月2日現在の議決権総数197,088個に対して33.52%）となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら当社といたしましては、本第三者割当及び本提携は、当社の販売拡大、製品競争力の強化や新市場の開拓などを可能ならしめるものであり、当社の信用力及び財務基盤を一層向上させるとともに、今後の成長及び企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、中長期的な観点からは、本有価証券届出書提出日付で発表した「中期経営計画」に謳う、新たな事業領域への挑戦、持続的かつ確実に利益を稼ぐ企業体質への転換を図る意味においても、また既存株主の利益につながるという点においても、本第三者割当の新株式発行数量及び株式価値の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成24年2月2日現在の当社の発行済株式総数20,081,955株にかかる議決権の総数は197,088個であり、本第三者割当により発行される新株式6,606,000株にかかる議決権数は66,060個となりますので、当該新株式数の平成24年2月2日現在の当社発行済株式総数に対する割合は32.90%、当該新株式にかかる議決権数の同日現在の当社議決権総数に対する割合は33.52%となり、本第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じます。従いまして、本第三者割当による新株式の発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権数の割合
伊藤忠商事株式会社	大阪市北区梅田三丁目 1番3号	66.0	0.33%	6,672.0	25.35%
寺岡製作所取引先持株会	東京都品川区広町1丁 目4番22号	2,276.4	11.55%	2,276.4	8.65%
寺岡 敬之郎	東京都品川区	884.6	4.49%	884.6	3.36%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2丁目7番1号	818.8	4.15%	818.8	3.11%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2 丁目2番1号	678.8	3.44%	678.8	2.58%
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁 目8番11号	678.5	3.44%	678.5	2.58%
野村信託銀行株式会社（投信 口）	東京都千代田区大手町 2丁目2番2号	576.6	2.92%	576.6	2.19%
寺岡製作所従業員持株会	東京都品川区広町1丁 目4番22号	559.1	2.84%	559.1	2.12%

寺岡 くに子	東京都品川区	526.0	2.67%	526.0	2.00%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	454.5	2.31%	454.5	1.73%
計		7,519.3	38.14%	14,125.3	53.67%

(注) 1 平成24年2月2日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年2月2日現在の議決権総数に、伊藤忠商事に割り当てる本普通新株式にかかる議決権の数66,060個を加えた数を分母として算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

現在進行中の第102期連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）におきましては、昨年発生した東日本大震災に伴うサプライチェーンの寸断による生産活動の低迷、厳しい所得環境による個人消費の縮小、長引く円高やタイにおける大規模洪水、中国の金融引き締め、或いは欧州債務危機による世界経済の減速懸念など枚挙にいとまがなく、当社を取り巻く経営環境ないしは景気の先行きは不透明感がかつてないほど強まっております。

こうしたなか当社は、前記「第3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】c 割当予定先の選定理由」において述べたとおり、これらの厳しい経営環境を乗り越えていくため、たゆまない先端粘着技術の創造、調達材料の見直しによる価格競争力の強化、グローバル市場への挑戦などを行うなど、売上高の増強や利益水準の回復に向け、布石を打ってまいりましたが、単独での更なる事業展開に比し、割当予定先である伊藤忠商事と本提携に基づく以下の取組を、迅速かつ効率的に実施しそのシナジー効果を最大限に発揮させることが経営上得策であると判断いたしました。

当社が、伊藤忠商事のネットワークを駆使し、内外の有力最終ユーザーに対するマーケティングを強化するとともに、有益な営業・技術情報をタイムリーに入手することにより次世代の経営に貢献する製品群を開発する。

当社が、伊藤忠商事の協力を得て、提案型営業により、グローバルベースでの販売強化、シェア拡大を行う一方で、伊藤忠商事を通じて現地調達等グローバルベースでの原材料調達を行うことにより、コスト競争力を強化する。

伊藤忠商事の支援を得て、コーポレート・ガバナンスの強化、経営効率を強化するITシステムの構築などを実施するほか、人材の育成などのマネジメント体制を強化する。

今般、当社では、上記の施策を踏まえ、「中期経営計画」（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3ヵ年）を策定し、抜本的な経営改革に取り組む所存であります。これら諸施策実現に向けた設備投資資金の調達を行う必要があることから、本第三者割当を実施することといたしました（中期経営計画の詳細は、本有価証券届出書提出日付で発表いたしました「中期経営計画の策定について」をご参照ください。）。

なお、資金調達方法については、公募増資、株主割当増資、間接調達等様々な手法を社内において充分かつ仔細に検討いたしました。割当予定先との業務シナジー効果、調達資金の資本性などを総合的に勘案した結果、平成24年3月2日開催の取締役会において、第三者割当増資による資金調達が最善であると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響

前記「第3【第三者割当の場合の特記事項】3【発行条件に関する事項】(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当により新株式が6,606,000株発行されることとなりますが、これは現時点における当社発行済株式総数20,081,955株に対し32.90%（平成24年2月2日現在の議決権総個数197,088個に対しては33.52%）となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、前記「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本第三者割当及び本提携により、割当予定先との信頼関係を礎とした事業上の大きなメリットが見込めるほか、「中期経営計画」を達成することにより、当社の今後の成長及び企業価値、ひいては株主の利益に繋がることから、当社取締役会は、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当による新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当に伴う新株式の発行は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所が定める「有価証券上場規定」第432条の企業行動規範に従い、本第三者割当を実施するにあたり、その妥当性、必要性及び相当性について株主の意思確認を実施するため、平成24年3月29日開催予定の本臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第101期）及び四半期報告書（第102期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）までの間において変更がありました。以下に掲げた内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所を下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

【事業等のリスク】

（1）原材料商品市場や株式市場の変動等に起因するもの

当社グループが市場に供給する製品は、石油、天然ゴム等、様々な要因によりその時々の商品市況が大きく変動する原料を多用しているため、今後の需給動向によっては、予期せぬ調達難による生産活動面での支障、あるいは調達価格の高騰による製造原価上昇などの可能性は排除できず、これらは当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、販売取引および仕入取引の双方において、より円滑で長期的な取引の維持に資するとの観点より、従来から取引先の株式を一定量保有しておりますが、株式市場において予想を超えた価格下落が生じる可能性があり、これらは当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（2）退職給付金債務に起因するもの

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、制度設計上の前提条件に基づいて算出されるため、将来的に運用環境の悪化等の事象が現れ、実際の結果が前提条件と異なる場合、その影響は将来にわたって定期的に認識されるため、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（3）マーケットの変化及び技術革新に起因するもの

当社グループは、たゆまぬ技術革新に努め、高品質かつ高付加価値の製品群を市場に送り出しておりますが、エレクトロニクスやIT産業など、当社グループが関連するマーケットは、技術革新のスピードが極めて速いため、将来にわたり正確にマーケットの変化を予測し、それに対応した技術開発を行っていくのは容易ではありません。短期間に製品価格が大幅に下落したり、製品のライフサイクルが極端に短くなった場合など、予測を大幅に超えた状況が出現した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（4）製品の品質に起因するもの

当社グループでは、製品の品質につきましては、細心の注意を払い生産を行うと共に、厳格な品質管理に努めておりますが、製品自体の品質に起因する製造物損害賠償責任などが生じた場合、当社グループおよび当該製品に対する信頼を失うこととなり、最終消費者に対する賠償、ないしはPL保険の適用を超える賠償が発生した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（5）環境問題および特有の法規制に起因するもの

当社グループは、地球環境問題に関しては、これを企業の社会的責任の一環ととらえ、経営上の重要課題として取り組んでおります。当社グループでは、化学素材を多用した製品群の製造および販売を主たる事業としているため、各種の法的規制を受けております。特に有機溶剤等の使用に関しては、継続的な削減努力を行っていますが、将来的に新たな環境規制が導入された様な場合、事業活動が制約を受けたり、法規制を遵守するためのコストが増加することなどにより、当社グループの業績と財政状

態に影響を及ぼす可能性があります。

（６）為替変動に起因するもの

当社グループは、製品の一部を外貨建で輸出しているため、その売上代金は外国為替相場変動の影響を受けます。現状、外貨建債権額から外貨建債務額を控除した、当社グループにおける為替のネットポジションは極めて限定的であり、主要通貨のポジション、ヘッジ等の管理につきましては、厳格に管理し、リスクを極小化するよう努めておりますが、想定外の相場変動が生じた場合や、海外向け外貨建輸出が急増しポジションが大きく膨らんだ場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（７）海外事業に起因するもの

当社グループは、中国の香港、上海ならびに深？において事業を展開しており、当該現地法人を取り巻く様々なリスクを事前に察知するよう鋭意努めておりますが、予期することが不可能な、政治的、社会的あるいは経済的な要因に基づく、テロ・戦争・内乱などの勃発や、法制・税制や規制の変更などにより事業の継続性を阻害する事象が発生した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（８）国内経済動向に起因するもの

当社グループは、主に日本国内において事業を営んでおり、連結売上高に占める国内シェアも高いため、その収益は国内市場に依存しております。昨秋の米国金融危機に端を発する世界的な実体経済の悪化は、輸出産業を中心とした日本経済を直撃しており、不況が長引いた場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、少子高齢化が今後更に進行し、国内経済活動や対外貿易取引の減少した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（９）天災地変等に起因するもの

当社グループの工場や営業拠点の周辺地域において、大地震や台風等の災害、あるいは予期せぬ事故が発生し、当該施設が被災することにより、当社グループの調達、生産、販売活動が阻害された場合、更に人的被害が生じた場合などは、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（１０）金利変動に起因するもの

当社グループの、平成23年3月期末時点における銀行借入金残高は、18億78百万円となっております。当社グループは、有利子負債の削減に向けた様々な取組みを行っていますが、グループの成長戦略に伴い、銀行借入金の増加、あるいは社債の発行等の手段を講じる可能性があります。今後、調達金利が上昇した場合、営業外費用の増加などにより、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（１１）固定資産の減損に起因するもの

当社グループは、当社および連結対象子会社においては、固定資産の減損にかかる会計基準に基づき、減損基準に該当する有形・無形の固定資産等については減損処理を行うこととしておりますが、今後、市場環境や事業環境の変化などによっては、新たに減損損失計上の要件に該当する固定資産が発生したり、固定資産を売却する必要性が生じた際にその売却価額故に固定資産売却損を計上する可能性があり、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（１２）貸倒れに起因するもの

当社グループは、販売先に対する債権管理を厳格に行っておりますが、内外の景気後退、金融逼迫、販売先の急激な信用力の低下などが生じた場合、予想外の貸倒損失が発生する可能性があり、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 重要な訴訟事件等について

重要な訴訟事件等はありません。

(14) 株式価値の希薄化に関するリスク

当社は平成24年3月2日（金）開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は197,088個（平成24年2月2日現在）であり、今回の新株式の発行数6,606,000株に係る議決権数は66,060個となり、これは現時点における当社の総議決権数に対し33.52%となるため、相応の株式価値の希薄化が生じる可能性があります。この結果当社株価にも影響を及ぼす可能性があります。

(15) 資金調達に関わるリスク

当社は平成24年3月2日（金）開催の当社取締役会において、伊藤忠商事株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行は、平成24年3月29日（木）開催予定の臨時株主総会において承認されることが条件となります。よって、臨時株主総会により承認されなかった場合には資金調達が実行されない可能性があります。

(16) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成24年3月2日（金）開催の当社取締役会において、伊藤忠商事株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。平成24年3月29日（木）開催予定の臨時株主総会において新株式の発行が承認された場合、当該第三者割当による新株式の発行により、伊藤忠商事株式会社が保有する当社株式にかかる議決権保有割合は25.35%となることが見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第101期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年3月2日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成23年6月28日提出の臨時報告書）

1 【提出理由】

平成23年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき金5円 総額98,646,625円

□ 効力発生日

平成23年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の員数枠を7名以内から8名以内に変更する。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役として城田正、田中実を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として服部元昭、野見山豊、伊藤芳康を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として海山喜之を選任する。

第6号議案 取締役の報酬限度額改定の件

取締役の報酬限度額を「年額142百万円以内」から「年額172百万円以内」に変更する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	150,065	1,336	0	(注)1	可決 94.17
第2号議案 定款一部変更の件	150,086	1,315	0	(注)2	可決 94.18
第3号議案 取締役2名選任の件				(注)3	
城田正	147,366	4,008	0		可決 92.48
田中実	147,359	4,015	0		可決 92.47
第4号議案 監査役3名選任の件				(注)3	
服部元昭	147,419	3,982	0		可決 92.51
野見山豊	147,441	3,960	0		可決 92.52
伊藤芳康	141,996	9,405	0		可決 89.11
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	144,647	6,754	0	(注)3	可決 90.77
海山喜之					
第6号議案 取締役の報酬限度額改定の件	137,718	13,683	0	(注)1	可決 86.42

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成22年4月1日	平成23年6月27日
	(第101期)	至 平成23年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成23年10月1日	平成24年2月13日
	(第102期第3四半期)	至 平成23年12月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社 寺岡製作所
取締役会 御中

井上監査法人

代表社員 公認会計士 平松正己
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉松博幸

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社寺岡製作所の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社寺岡製作所が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社 寺岡製作所
取締役会 御中

井上監査法人

代表社員 公認会計士 平松正己
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉松博幸

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社寺岡製作所の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社寺岡製作所が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月25日

株式会社 寺 岡 製 作 所

取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 平 松 正 己
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉 松 博 幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社 寺岡製作所

取締役会 御中

井上監査法人

代表社員 公認会計士 平松正己
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉松博幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

株式会社寺岡製作所

取締役会 御中

井上監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 印

業務執行社員 公認会計士 三 宅 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。